

指定開発行為「(仮称)川崎子ども夢パーク建設」に係る
自主的環境評価審査書の公告について(お知らせ)

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条に準じて自主的環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 事業者
 - ・川崎市川崎区宮本町1番地
 - 川崎市
 - 川崎市長 阿部 孝夫
- 2 事業の名称及び所在地
(仮称)川崎子ども夢パーク建設
川崎市高津区下作延字北之谷1,739番地3外
- 3 自主的環境影響評価審査書公告年月日
平成14年3月25日(月)
- 4 事業者問合せ先
 - ・川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課
 - 電話番号 044-200-3303
 - ・川崎市まちづくり局施設整備部
 - 電話番号 044-200-2977

(環境局環境評価室 担当)
電話200-2156

(仮称) 川崎子ども夢パーク建設に係る自主的環境影響評価審査書 (概要)
平成14年3月 川崎市

はじめに

「(仮称) 川崎子ども夢パーク建設」は川崎市 (以下「事業者」という。) が高津区下作延北之谷1,739番地3外で、平成13年4月に施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」の具現化を目的に、子どもたちの諸活動の拠点施設 (学校外教育施設) を建設するものである。

事業者は、当該事業が川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。) に定める指定開発行為の対象規模には該当しないものであるが、条例第74条に基づき、自主的に事業が環境に及ぼす影響について調査し、その予測・評価を行い、平成13年11月26日に川崎市長あて当該事業に係る自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書 (以下「準備書」という。) を提出した。

川崎市は、この提出を受け、前述の準備書の公告・縦覧を行なった結果、意見書の提出がなかったことから内容を精査し、条例第24条に準じて本審査書を作成した。

1 事業の概要

(1) 指定開発行為者

- ・川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 阿部孝夫

(2) 事業の名称及び種類

- ・名称：(仮称)川崎子ども夢パーク建設
- ・種類：都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為
川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第74条に基づく自主的環境影響評価

(3) 事業を実施する区域

- ・位置：川崎市高津区下作延字北之谷1,739番地3外
- ・区域面積：約9,917㎡
- ・用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

- ・学校外教育施設の建設

イ 施設計画及び建築計画概要

- ・用途 学校外教育施設
- ・構造 学習交流施設 R C造, 一部S造り 2階建
ログハウス 木造 1階建
ごみ置場 R C造 1階建
- ・敷地面積 約9,917㎡
- ・建築面積 約1,600㎡
- ・延べ床面積 約1,981㎡
- ・建ぺい率 約16.2%
- ・容積率 約20.1%

ウ 土地利用計画

- ・建築物 約1,600㎡
- ・屋外設備 約30㎡
- ・車両進入路・駐車場 約395㎡
- ・広場・園路 約3,982㎡
- ・緑化地 約3,910㎡
 - ・緑化地(供用開始時) (約1,040㎡)

2 審査結果及び内容

本事業にあたっては、次の各項に掲げる審査の内容について遵守することが望まれる。

(1) 全般的事項

事業実施にあたっては、準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施するとともに、計画地の近隣において「(仮称)津田山マンション計画」及び「(仮称)チャーミングコート溝の口(高齢者用住宅)」の建設事業が本事業と時期を同じくして進められることから、それぞれの工事責任者、町内会、関係住民及び小学校関係者と十分協議・調整を図り、工事中の交通安全の確保と交通停滞の回避及び地域環境の保全等に努めること。

(2) 個別事項

ア 緑の質及び量等

緑化計画については、計画地の環境条件に適合した樹種を選定し、「川崎市緑化指針」に基づき植栽するとともに、子どもたち等が施設運営のなかで樹木等を植栽し、水撒き、除草等の活動により、植栽した樹木の管理、育成に努めるとしている。

緑被率については、供用開始時には、10.5%であるが、供用後においても子どもたちが環境教育の一環として、樹木等を植栽し、屋上緑化にも取り組むことから最終的には48.7%となり、地区別環境保全水準(25.0%)を満足する。

また、植栽土壌については、計画地が工場跡地で、アルカリ性の植栽基盤であり、コンクリート塊等を含む土層であることから、植栽部分には、遮水シート、暗渠排水等を設け、アルカリ性の高い浸透水を遮水する他、全面的に客土を行い、良好な植栽基盤を図るとしている。

以上のことから良好な緑の回復・育成が図られるものと考ええるが、客土部分にはクローバー等を播種し粉じんの飛散防止に努めること。

また、供用後における敷地内緑化や維持・管理計画については、これからワークショップのなかで検討のうえ策定することとしていることから、良好な緑環境を育成するため、計画過程を通じて関係部局と協議すること。

イ 騒音及び振動

建設機械の稼動に伴う騒音については、計画敷地境界上で65～83デシベルと予測し、地区別環境保全水準（85デシベル）を下回るとしている。

しかしながら、工事用車両の走行に伴う騒音については、都市計画道路小杉菅線で既に一般交通による騒音が環境基準（65デシベル）を上回っていることや、工事用車両の走行に伴い、市道下作延106号線で60.5デシベルと環境基準（60デシベル）を上回ることから、過度な車両の集中が発生しないよう配車計画に十分留意するとともに、低速走行の遵守や過剰な積載をしないこと等について運転者への指導の徹底を図ること。

一方、工事用車両の走行に伴う振動については、最大47デシベルで、人体が感じ始める55デシベルを下回るとしている。

しかしながら、建設機械の稼動に伴う振動については、計画敷地境界上で66～78デシベルと予測し、地区別環境保全水準（75デシベル）を一部上回る箇所もあることから、工事工程、作業時間等について周辺住民への周知を図ること。

ウ 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

一般廃棄物については、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づき適正に処理を行うとしている。

また、建設時の産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事等に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設廃棄物適正所の手引き」に基づき、処理処分の方法、並びに処理業者の選定を行うとともに、廃棄物の再利用、再資源化に努めるとしている。

以上のことから、廃棄物の適正処理等が図られものと考ええるが、なお一層、再資源化に努めること。

また、工事用車両の走行にあたっては、適宜洗車を行うなど、道路の汚損防止に努めること。

エ 地域交通（交通混雑及び交通安全）

建設時及び供用時に発生する工事用車両及び自動車の影響については、計画地周辺道路の交通量及び交通流に著しい影響を及ぼすことは少ないものの、工事用車両ルートである都市計画道路小杉菅線交差点はJR南武線津田山踏切に至近であり、一時的に交差点の交通処理に影響がみられると予測している。

また、工事用車両ルートの一部が下作延小学校の指定通学路ともなっていることから、工事の実施にあたっては、学校関係者や周辺住民等に対し安全対策について周知を図るとともに、工事区域出入口等への交通整理員の配置、工事車両が集中しないようその配分に留意するなど、通学児童等の歩行者の安全確保及び一般車両を含めた車両の交通停滞の回避等に十分な努力を払うこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

具体的な緑化計画にあたっては、子どもたちの環境教育の一環として、今後、専門家を含むワークショップなどでの子どもたちとの話し合いで策定するとしているが、地球温暖化防止、廃棄物の再資源化省エネルギー対策等、環境への配慮についても話し合い、積極的に取り組むこと。

(4) 事後調査に関する事項

工事関係者、近隣住民、小学校関係者等と協議した内容、その結果について市に適宜報告すること。

また、計画緑被率を達成するまで相当の期間を要することから、計画の策定結果、樹木の植栽、育成状況等について、市に適宜報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成13年	11月26日	自主的環境影響評価実施申出書
	12月4日	自主的環境影響評価準備書縦覧公告
	12月4日	縦覧開始
		・縦覧者合計 4名
平成14年	1月17日	縦覧終了
	1月17日	意見書の提出締切り
		・意見書提出なし
	3月25日	自主的環境影響評価審査書公告